

坂東市立南中学校 いじめ防止基本方針(概要版)

いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

未然防止

- ☆生徒や学級の様子を知る
 - ・教職員の気付き(生徒がいる所には、教職員がいる)
 - ・Q-U検査結果の有効活用
 - ・全校集会や学級における指導
- ☆互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
 - ・道徳教育の充実(絆づくり、居場所づくり)
 - ・自己有用感を高める、「わかる授業」の推進
 - ・生徒の自主的・主体的活動の学校行事
- ☆命や人権を尊重し豊かな心を育てる
- ☆生徒に寄り添った生徒指導
- ☆保護者や地域との連携

重大事態への対処

- 1 重大事態についての基本的な考え方
 - ・法第28条第1項第1号「生命、心身又は財産に重大な被害」(自殺、重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患)
 - ・法第28条第1項第2号「相当の期間」(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、個々のケースを十分把握する)
- 2 重大事態の発生と調査、調査結果の提供及び報告
 - いじめを受けた生徒の救済を最優先に考え、その被害を最小限に抑えるために、学校は教育委員会などの関係機関と連携して最善を尽くす。

坂東南中学校の目指す生徒像
夢をもち
主体的に活動し
豊かに表現できる生徒

早期発見

- ☆日常生活における教職員の観察
- ☆教育相談活動の充実
- ☆いじめ実態調査アンケート(毎月1回実施)
- ☆生徒指導部会での情報交換(毎週1回)
- ☆いじめ問題に対する校内研修の充実

早期対応

- ☆いじめ対策委員会を設置し、チーム(複数の教職員)で対応します。
- ☆関係機関との連携を図ります。
- ☆丁寧な指導をします。
※いじめられた生徒、いじめを知らせてくれた生徒を守ります。

相談体制 いつでもどこでも 誰にでも

- ◆坂東市立南中学校 0297-38-2602
- ◆坂東市こころの電話相談 0297-35-7777
- ◆いじめ・体罰解消サポートセンター 0296-22-7830
- ◆子どもホットライン 029-221-8181

保護者の皆様へのお願い

インターネットを使ったいじめ(LINEなどSNS等での誹謗中傷)やトラブルを防ぐため、家庭の中でも十分に話し合いをもち、スマートフォン等の管理の徹底をお願いします。